



第2期築上町
子ども・子育て
支援事業計画



2020▶2024



令和2年3月
福岡県 築上町

ごあいさつ



築上町では、これまで平成 17 年3月に「築上町次世代育成支援後期行動計画」、平成 27 年3月に「築上町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

少子・高齢化が進み、子育て環境や保育ニーズが多様化する中、令和元年 10 月から「幼児教育・保育の無償化」が始まるなど子育て支援に関する状況も日々変化しており、安心して子育てができる環境の整備が重要となっています。

このような状況を踏まえ、令和元年度で第1期計画が期間満了となるため、更なる子育て支援施策を盛り込んだ「第2期築上町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

新たな基本理念として、築上町で生まれ育つ全ての子どもたちの笑顔をお願い、支え合い、育ち合うまちになることを願って「子どもたちに笑顔と健やかな未来を一。～みんなで育ちあうまち 築上町～」を掲げました。この計画に沿って、子育てのまち築上町を目指して、より一層邁進してまいりますので、町民の皆様におかれましても様々な立場から、築上町の未来を生きる子どもたちにお力添えをいただけますと幸いです。

最後に、計画の策定にあたり、ご尽力いただきました築上町子ども・子育て会議の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました町民の皆様、及び関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

築上町長 新川 久三

目次

第1章 序論	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の概要.....	7
第2章 築上町の子ども・子育てを取り巻く現状	9
1 統計による現状.....	10
2 アンケート調査による現状.....	19
3 ヒアリング調査による現状.....	28
4 次世代育成支援行動計画の評価.....	30
5 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価.....	37
第3章 計画の方向性	41
1 基本理念	42
2 施策展開.....	43
第4章 教育・保育等の量の見込みと確保方策	57
1 教育・保育提供区域の設定	58
2 保育の必要性の認定について.....	59
3 教育・保育の量の見込みと確保の内容.....	60
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	62
第5章 計画の推進体制	73
1 市町村等の責務.....	74
2 計画の推進に向けた役割.....	75
3 計画の推進に向けた3つの連携.....	77
4 計画の進捗状況の把握.....	78
資料編	79
1 計画策定の経緯.....	80
2 築上町子ども・子育て会議条例.....	81
3 築上町子ども・子育て会議 委員名簿.....	83

第1章

序論



(3) 第2期計画の策定にあたって踏まえるべき政策動向

前回計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

① 幼児教育・保育の無償化

平成29年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について2017（骨太の方針2017）」において実施が提言されており、その後、平成30年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育・保育の無償化制度の具体化に向けた方針の概要が示され、令和元年10月より、以下のように、教育・保育施設の利用料が無償化されました。

教育・保育施設	対象と無償化の内容
幼稚園、保育所（園）、認定こども園等	● 3～5歳：幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料無償化
	● 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯の利用料無償化
幼稚園の預かり保育	● 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円まで利用料無償化
認可外保育施設等	● 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可外保育施設等の利用料を月額3.7万円まで無償化
	● 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の利用料を月額4.2万円まで無償化



② 子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」（平成 25 年 4 月）の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を令和 2 年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行）の改正が行われました。

③ 企業主導型保育事業

待機児童の解消を目指す国の「待機児童解消加速化プラン」は、現在 50 万人分の待機児童の受け皿の整備が求められており、その内 5 万人分を、企業主導型保育の設置によって対応することとしています。

企業主導型保育事業は従来の事業所内保育と異なり、市町村の認可が不要であり、企業における従業員の利用枠以外に、地域住民の受け入れが可能な「地域枠」の設定については自由（任意）であり、最大で定員の 5 割まで設定が可能となっています。

④ 放課後児童クラブ（学童保育）の受け入れ拡大

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上等を受けて増加する放課後児童クラブ（学童保育）の待機児童に対応し、放課後子供教室と連携した、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

⑤ 平成 28 年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講じることとなりました。

⑥ 基本指針の改正

1. 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。

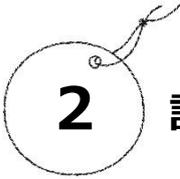
2. 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

3. 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。





2

計画の概要

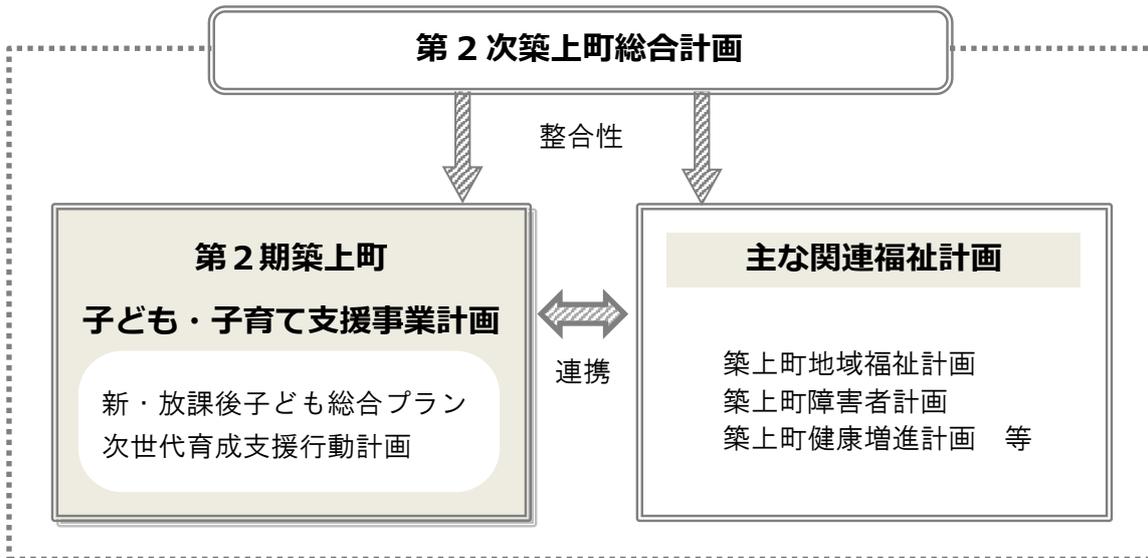
(1) 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村行動計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、本計画では次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を内包し、次世代育成支援計画としても策定します。

加えて、平成30年9月には、文部科学省より「新・放課後子ども総合プラン」について示されており、この中で、市町村においても求められる役割があるため、本計画の中で定めていきます。

■本計画の位置づけ



築上町の計画については、最上位計画である「第2次築上町総合計画」をはじめ、さまざまな関連福祉計画との整合や連携を図ります。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抄）

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

（2） 計画の期間

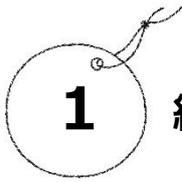
本計画の期間は、令和2年度を開始初年度とし、令和6年度までの5か年とします。また制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、必要に応じて見直しを行います。

年度	平成27年度 ～令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
計画期間	第1期	第2期築上町子ども・子育て支援事業計画						
						評価・ 次期計画策定	次期計画	

第2章

築上町の 子ども・子育てを 取り巻く現状





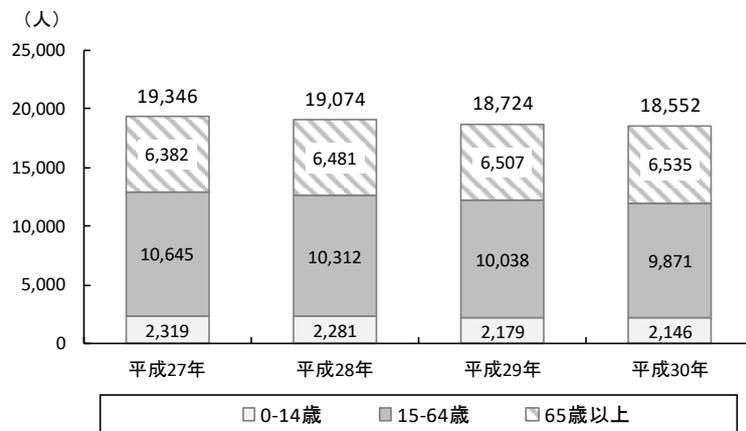
1 統計による現状



(1) 築上町の人口推移

■総人口・年齢区分ごとの人口推移

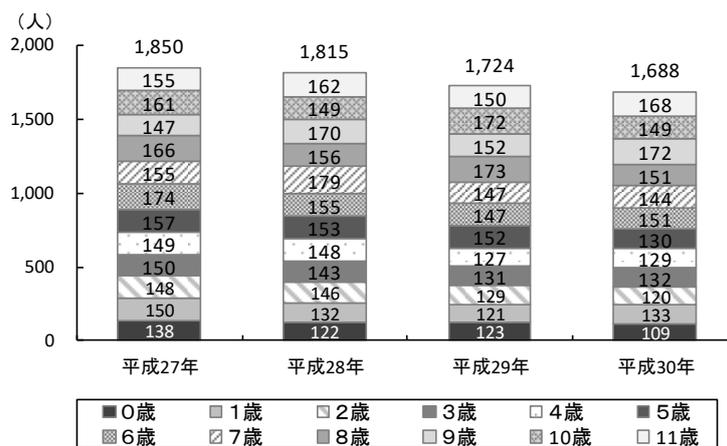
総人口・年齢区分ごとの人口推移をみると、人口減少社会において、築上町の人口もゆるやかな減少傾向がみられます。また、年少（0～14歳）人口及び生産年齢（15～64歳）人口では減少、高齢者（65歳以上）人口では増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳

■小学生以下児童の人口推移

小学生以下児童の人口推移をみると、年度ごとの増減はあるものの減少傾向にあります。



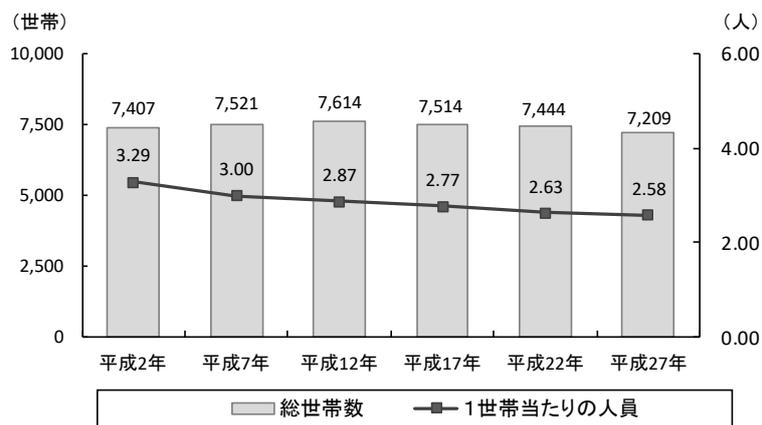
資料：住民基本台帳



(2) 世帯の状況

■世帯数と1世帯あたりの人員数の推移

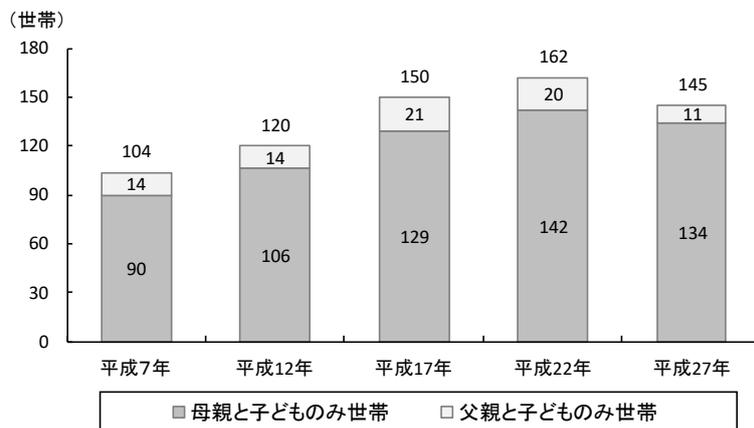
国勢調査による築上町の世帯数は平成12年まで微増したもののその後ゆるやかに減少傾向にあります。1世帯あたりの人員としては平成2年より減少傾向にあります。



資料：国勢調査

■ひとり親世帯の推移

ひとり親と子どものみ世帯（18歳未満の世帯員がいる一般世帯）の世帯数は平成22年にかけて増加を続けていましたが、その後減少しており、平成27年には母親と子どものみ世帯が134世帯、父親と子どものみ世帯が11世帯となっています。

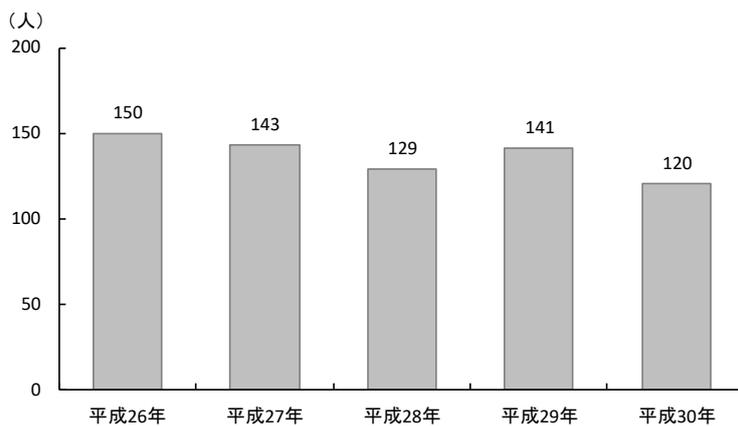


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

■出生数の推移

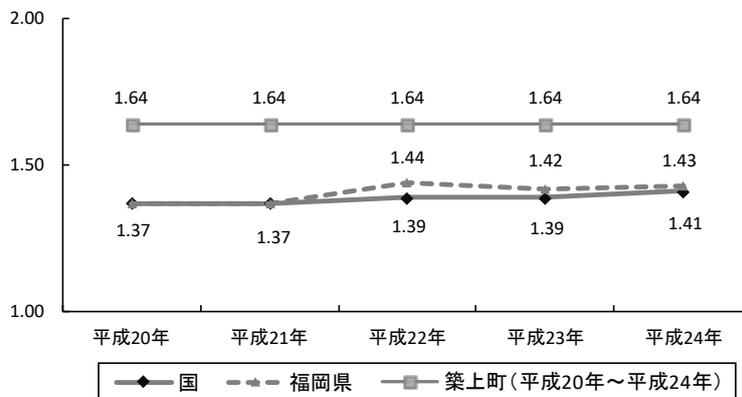
築上町の出生数は年度ごとの増減はありますが、平成26年の150人から平成30年には120人と減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳

■合計特殊出生率の推移

築上町の合計特殊出生率は、国・県の数値を上回り、高い数値で推移しています。



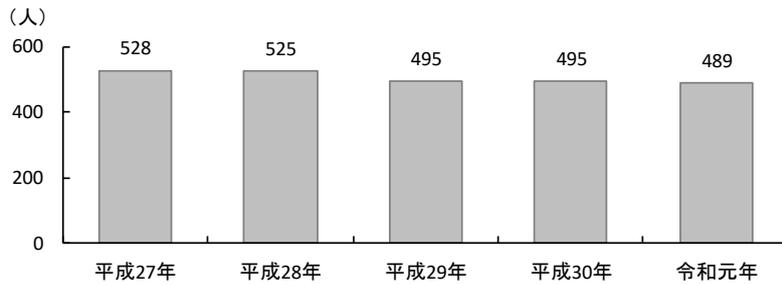
資料：人口動態統計

(6) 保育所(園)・幼稚園の状況

①保育所(園)の状況

■保育所入所児童数

町内保育所入所児童数は平成27年と比較して令和元年では減少傾向にあり、それぞれの保育所(園)の中で増減がみられます。



(単位:人)

	園名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年 合計数	令和元年 定員数
公立 保育所(園)	椎田そらいろ保育園	-	-	-	70	70	73	90
	椎田保育園	37	44	48	-	-	-	-
	葛城保育園	20	23	24	-	-	-	-
	築城保育所	70	68	55	58	55	64	90
	小計	127	135	127	128	125	137	180
私立 保育所(園)	福間保育園	16	8	9	10	7	7	20
	山びこ保育園	101	97	93	91	84	94	120
	八津田保育園	125	118	102	100	106	123	120
	光耀保育園	22	23	26	22	19	20	20
	東築城保育園	80	83	76	88	89	105	90
	第一青蓮保育園	36	40	44	42	39	54	45
	第二青蓮保育園	21	21	18	14	20	25	30
	小計	401	390	368	367	364	428	445
町内保育所(園) 合計		528	525	495	495	489	565	625
町外保育所(園)		13	11	14	11	14	14	-
合 計		541	536	509	506	503	579	625

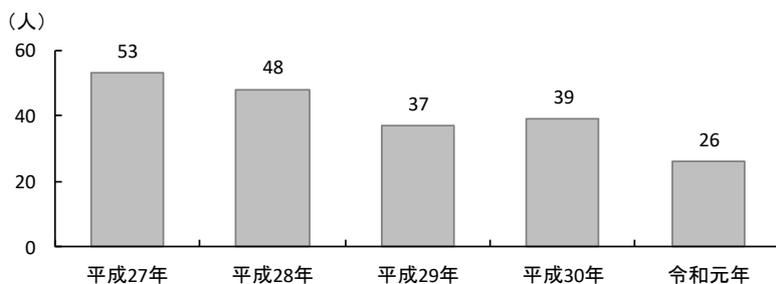
※令和元年合計数は受託を含む数です。

資料:築上町福祉課(各年5月1日現在)

②幼稚園の状況

■幼稚園の入園者数の推移

町内幼稚園入園者数は平成27年と比較して令和元年では減少傾向にあります。



(単位:人)

	園名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年定員数
私立幼稚園	椎田めぐみ幼稚園	53	48	37	39	26	100
	町外幼稚園	63	67	65	59	44	—
	合計	116	115	102	98	70	100

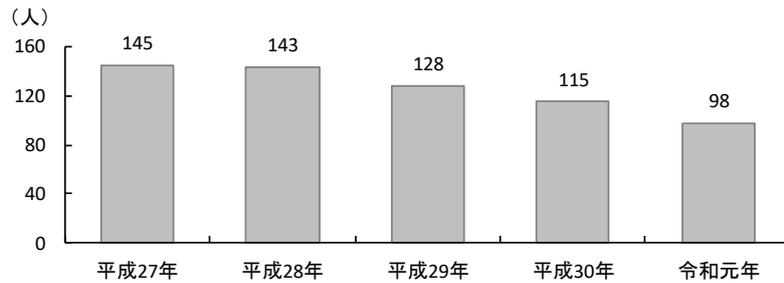
資料:築上町福祉課(各年5月1日現在)



(7) 延長保育事業の状況

■町内保育所（園）の延長保育事業 実人数

町内保育所（園）の延長保育事業利用者数は平成 27 年と比較して令和元年では減少傾向にあり、中でも私立保育所（園）の方が、より減少傾向にあります。



(単位:人)

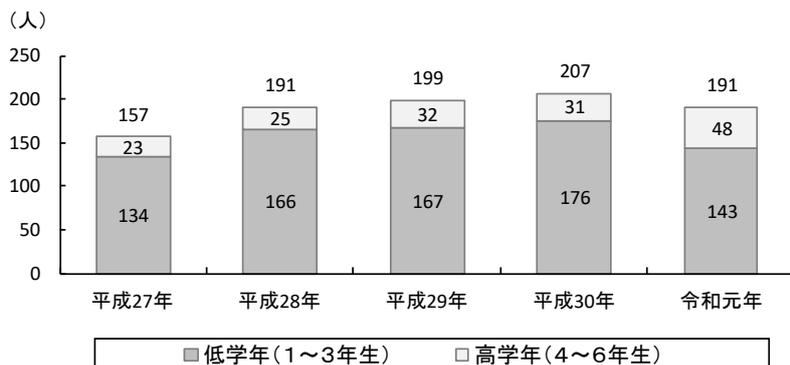
		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
公立 保育所(園)	椎田そらいろ保育園	-	-	-	13	11
	椎田保育園	9	14	19	-	-
	葛城保育園	4	6	8	-	-
	築城保育所	14	14	12	13	16
	小計	27	34	39	26	27
私立 保育所(園)	福間保育園	6	7	6	6	4
	山びこ保育園	27	28	24	25	22
	八津田保育園	19	12	8	9	2
	光耀保育園	4	3	4	1	4
	東築城保育園	34	39	19	24	21
	第一青蓮保育園	20	12	22	17	9
	第二青蓮保育園	8	8	6	7	9
	小計	118	109	89	89	71
合計		145	143	128	115	98

資料: 築上町福祉課(各年 5 月 1 日現在)

(8) 放課後児童クラブ（学童保育）の状況

■放課後児童クラブ（学童保育）利用者の推移

放課後児童クラブ（学童保育）利用者数は平成27年と比較して令和元年では増加傾向にあり、割合としては、高学年（4～6年生）の利用割合が倍の利用状況となっています。



低学年（1～3年生）

(単位:人)

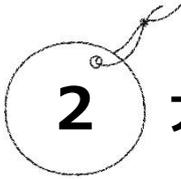
クラブ名	対象校区	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
おにっ子児童クラブ	椎田小学校/西角田小学校 小原小学校/築城特別支援学校	42	44	43	51	42
ひまわり児童クラブ	八津田小学校 葛城小学校	24	43	46	51	37
築城キッズ児童クラブ	築城小学校	56	55	58	56	50
きいのこキッズ児童クラブ	下城井小学校 上城井小学校	12	24	20	18	14
合 計		134	166	167	176	143

高学年（4～6年生）

(単位:人)

クラブ名	対象校区	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
おにっ子児童クラブ	椎田小学校/西角田小学校 小原小学校/築城特別支援学校	10	7	12	9	17
ひまわり児童クラブ	八津田小学校 葛城小学校	2	8	12	9	15
築城キッズ児童クラブ	築城小学校	4	4	2	3	9
きいのこキッズ児童クラブ	下城井小学校 上城井小学校	7	6	6	10	7
合 計		23	25	32	31	48

資料:築上町福祉課(各年5月1日現在)



2 アンケート調査による現状 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

アンケート調査の概要

本調査は、令和元年度に行う「第2期築上町子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、教育・保育・子育て支援のニーズや子育て支援サービスの利用状況、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

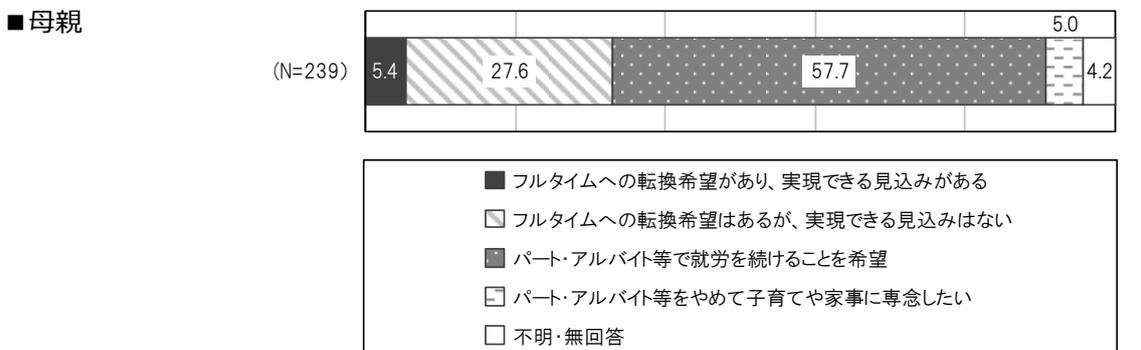
■調査概要

項目	内容
調査地域	築上町全域
調査対象者	築上町在住の就学前児童の保護者、築上町在住の就学児童の保護者 (住民基本台帳より、就学前児童 836 人、就学児童 967 人の合計 1,803 人)
調査期間	平成 30 年 12 月 7 日～12 月 19 日
調査方法	就学前児童調査：幼稚園、保育所（園）及び郵送による配布、回収調査 就学児童調査：小学校及び郵送による配布、回収調査
配布・回収	就学前児童保護者：836 件（有効回収数 635 件）（回収率 76.0%） 就学児童保護者：967 件（有効回収数 781 件）（回収率 80.8%）

▶回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。

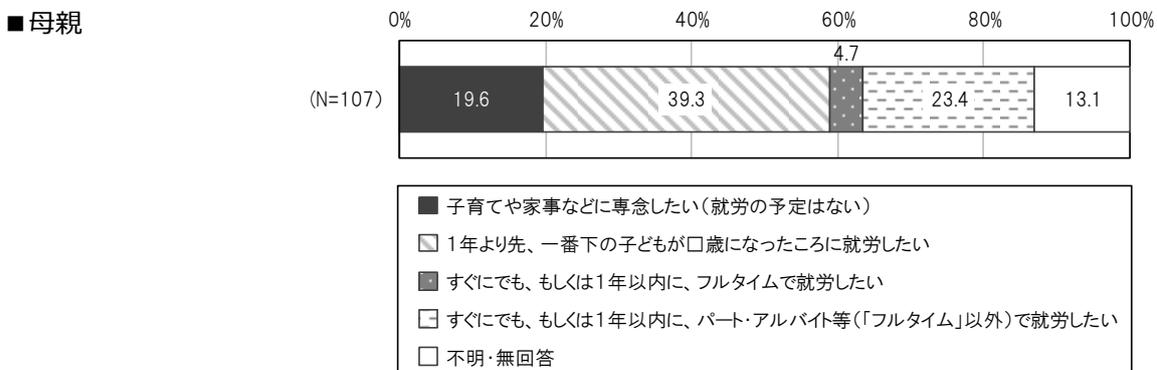
▶フルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望をみると、「パート・アルバイト等で就労を続けることを希望」が57.7%と最も高くなっています。

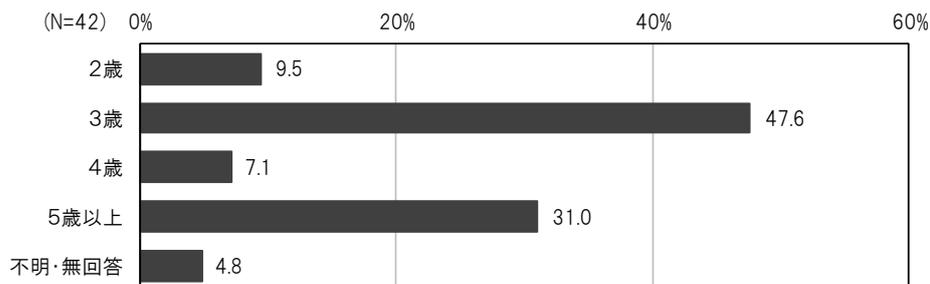


▶未就労の方の希望

未就労の母親の就労希望をみると、「1年より先、一番下の子どもが□歳になったころに就労したい」が39.3%と最も高く、就労を希望する末子の年齢としては「3歳」が47.6%、「5歳以上」が31.0%の順に高くなっています。



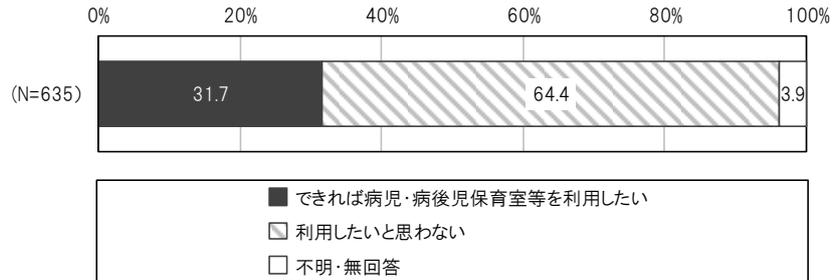
■就労を希望する場合の一番下の子どもの年齢



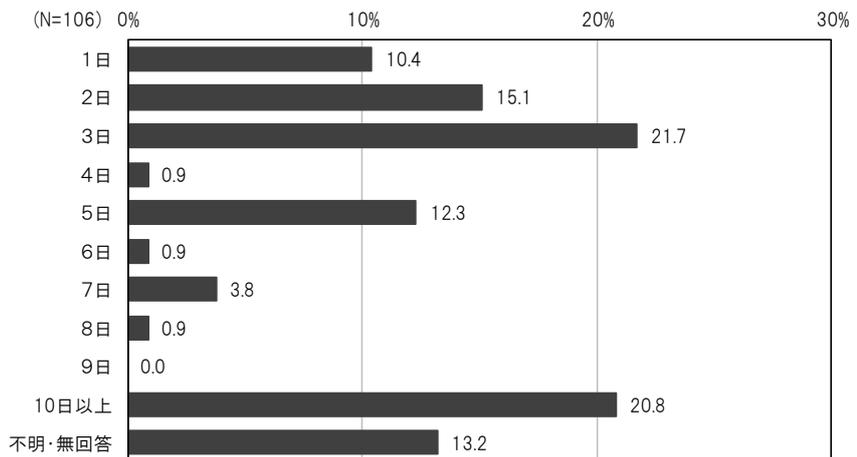
▶病児・病後児保育の利用状況

病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「利用したいと思わない」が64.4%となっており、利用希望日数をみると、「3日」が21.7%、「10日以上」が20.8%と続いています。

■病児・病後児のための保育施設等の利用意向

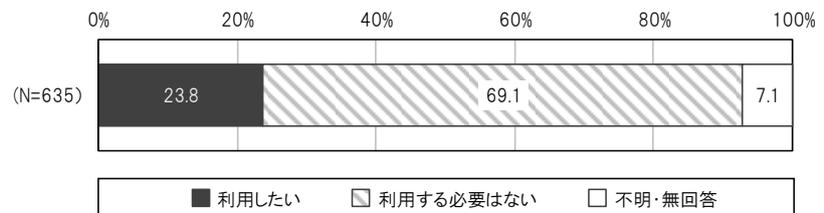


■年間利用したい日数



▶一時預かりの利用状況

一時預かりの1年間の利用意向をみると、「利用したい」が23.8%、「利用する必要はない」が69.1%となっています。

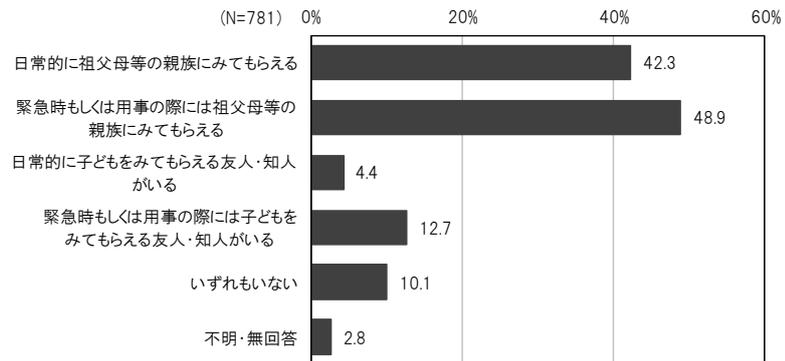


就学児童

▶子どもの育ちをめぐる環境について

日頃子どもをみてもらえる親族・知人はいるかをみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が48.9%と最も高く、「いずれもない」が10.1%となっています。

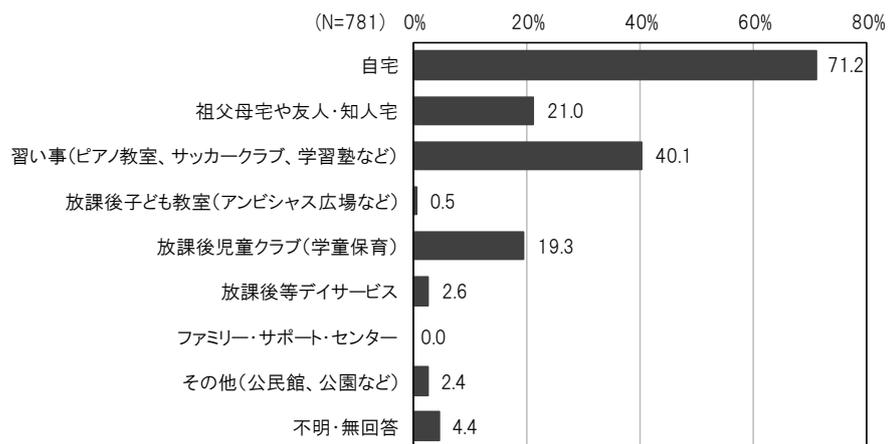
■日頃子どもをみてもらえる環境



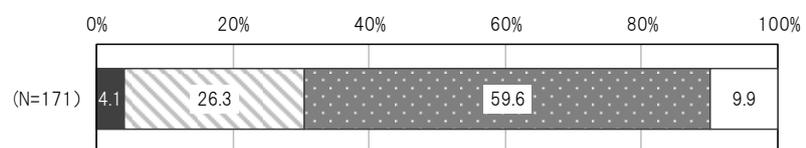
▶放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向

放課後の過ごし方をみると、「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用状況は、19.3%となっています。また、利用希望者のうち、長期の休み（春・夏・冬休み）における利用意向としては85.9%と非常に高く、「高学年になっても利用したい」が59.6%となっています。

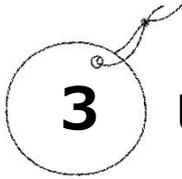
■現在の利用場所



■長期の休み（春・夏・冬休み）における放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向



■ 利用する必要はない □ 低学年の間は利用したい ■ 高学年になっても利用したい □ 不明・無回答



3

ヒアリング調査による現状



ヒアリング調査の概要

本調査は、令和元年度に行う「第2期築上町子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、町の関係機関における教育・保育の実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

■調査概要

項目	内容
調査対象	椎田そらいろ保育園、築城保育所、福間保育園、山びこ保育園、八津田保育園、光耀保育園、東築城保育園、第一青蓮保育園、第二青蓮保育園、椎田めぐみ幼稚園、おにっ子児童クラブ、ひまわり児童クラブ、築城キッズ児童クラブ、きいのこキッズ児童クラブ、子育て支援センター椎田、子育て支援センター築城、児童館、保健センター
調査期間	平成31年2月4日～2月20日
調査方法	ヒアリングシートによる配布、回収

1. 子育て環境において以前（5～10年ぐらい前）と比べての変化

[子育てを取り巻く環境]

- ▶ 自衛隊の方や核家族が多く、子育てを手伝ってくれる人が少なくなっている。
- ▶ ゲームや動画で刺激の強いものを見慣れている子が増えている。
- ▶ 共働きが増え、家族で過ごす時間が少なくなった。 など

[親の状況]

- ▶ 子育て力が低下し、さらに子育ての孤立化が進んでいるが、子育ての悩みを話せる人も聞いてくれる場も少ない。
- ▶ 共働き世帯やひとり親世帯が増え、親に時間的な余裕がないようだ。
- ▶ 家族形態の多様化や親自身が発達に偏りがあるケースが見受けられる。 など

[子どもの状況]

- ▶リーダーシップやコミュニケーションをとるのが苦手で、子ども同士で遊んだり団体行動が難しくなっている。
- ▶発達障がい、または疑わしい児童が増加している。
- ▶園で過ごす時間が増え、保護者と過ごす時間が少なくなっている。 など

[職員の状況]

- ▶賃金や勤務環境などを改善しないと、保育士や放課後児童クラブ（学童保育）の職員不足は改善されない。
- ▶スキルアップは必要だが、保育士の誰もが研修会に参加しやすくしてほしい。 など

2. 課題の変化と改善された点

[現在の課題]

- ▶発達障がいを疑われる子どもが増えてきたが保護者への伝え方が難しい。
- ▶少子化により園児数、利用者数が減少している。
- ▶保育士、職員不足。 など

[改善された点]

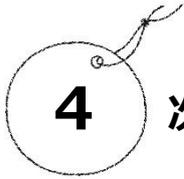
- ▶放課後児童クラブ（学童保育）の環境改善が行われ、職員研修が増えたり、職員の増加があった。
- ▶保護者の悩みや要望などを取り入れ、保育内容を検討して信頼関係を築いている。
- ▶八津田地区と下城井地区に新しく放課後児童クラブ（学童保育）施設が建った。 など

3. 築上町の子育て環境で充実している点

- ▶保育所（園）や施設が充実し利用しやすく、行政にも相談しやすい。
- ▶自然豊かで自然災害も少なく食材も豊富な環境は、幼少期の子育てにはとても良いと思う。
- ▶医療費負担の軽減。 など

4. 築上町の子育て支援に望むこと

- ▶放課後児童クラブ（学童保育）の環境と職員待遇を改善し、学校ともっと連携してほしい。
- ▶保護者と子どもが安心して過ごせる場所がほしい。 など

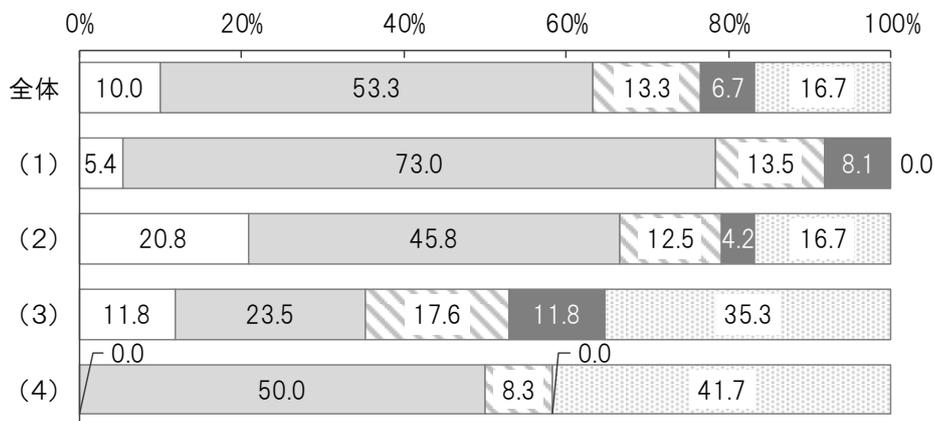


4 次世代育成支援行動計画の評価



各施策における達成状況をみると、全体では、「B 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと 80～100%未満」が 53.3%と最も高く、次いで「E 未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと 20%未満」が 16.7%、「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと 50～80%未満」が 13.3%の順となっています。

基本目標	A 100%以上	B 80～100%未満	C 50～80%未満	D 20～50%未満	E 20%未満
全体	9 10.0%	48 53.3%	12 13.3%	6 6.7%	15 16.7%
(1)子どもがのびやかでたくましく成長するまちづくり	2 5.4%	27 73.0%	5 13.5%	3 8.1%	0 0.0%
(2)安心とゆとりをもって子育てを楽しめるまちづくり	5 20.8%	11 45.8%	3 12.5%	1 4.2%	4 16.7%
(3)地域全体で子育てを支えるまちづくり	2 11.8%	4 23.5%	3 17.6%	2 11.8%	6 35.3%
(4)心身ともに健全な次代の親をはぐむまちづくり	0 0.0%	6 50.0%	1 8.3%	0 0.0%	5 41.7%



□ A □ B □ C ■ D □ E

※評価なし項目を除く

評価	各施策における達成状況
A	当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上
B	当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満
D	一部推進はできたが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20～50%未満
E	未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満

(1)子どもがのびやかでたくましく成長するまちづくり

基本施策	No.	取り組み	前期 評価	今期 評価
①子どもの基本的な生活習慣を身に付けるために	1	家庭の教育力向上に向けた相談・啓発及び学習機会の充実	B	B
	2	成長発達と生活習慣の重要性についての学習機会の充実	B	B
	3	食育の推進	B	B
乳幼児健診・育児相談等を実施し、健診未受診者には受診勧奨を行っています。健診結果説明の際、保護者においても必要に応じて生活習慣病の指導をしています。また、乳児家庭全戸訪問事業時に保護者自身が成長発達に理解を深められるよう「子どもノート」を配布しています。				
②子どもの病気や事故を予防し、心身の異常にきちんと対応するために	1	乳幼児健康診査の充実	B	B
	2	予防接種の推進	B	A
	3	歯の健康づくりの充実	B	A
	4	乳幼児期の事故防止に関する啓発	D	B
	5	交通安全教育の充実	D	C
	6	防犯対策の推進	B	B
	7	疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	B	B
	8	多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備	C	B
	9	小児救急医療体制の充実	B	B
	10	応急処置法の指導・啓発	E	D
	11	「どろんこ遊び」等を通じた抵抗力向上への取組の推進	E	—
歯のブラッシング指導、事故防止指導や予防接種未接種者に接種勧奨を行っています。町の療育相談「こあらサークル」のST（言語聴覚士）・OT（作業療法士）利用者が増加傾向にあるため、回数を増やし、OT（作業療法士）を増員することで対応しています。また、町内各学校等で交通安全学習に取り組み、築上町交通安全指導員による声かけ活動を通して、防犯意識の高揚に努めています。				
③子どもが学校で楽しく学ぶために	1	教育内容の充実	B	B
	2	社会体験的な学習機会の拡充	B	B
	3	学校図書館の充実と活用の促進	B	B
	4	児童会や生徒会活動等の充実	B	B
学力調査の結果をもとに学力向上に努め、隔週土曜日に「築上塾(土曜講座)」を開講し、習熟度別指導を行っています。また、図書司書を3名に増員するとともに、読書ボランティアによる読み聞かせや職場体験学習・国際交流事業・オリンピック出場選手との交流事業も実施しています。				

④子どもたちが 様々な活動や体 験をするために	1	子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供	B	B
	2	子ども会活動の支援	B	C
	3	地域文化の伝承	C	C
	4	子どもの職業体験機会の充実	B	B
	5	子ども自身によるボランティア活動の普及・促進	—	—
定期的に児童遊園の点検・修繕を実施しています。児童館や子育て支援センター事業では各種イベントや教室、子どもフェスティバルを開催しています。また、子どもの数や指導者の減少に伴い子ども会の団体数が減っているため、継続した組織運営が課題となっています。				
⑤子どもの人権 を守るために	1	「児童の権利に関する条約」の普及促進	E	B
	2	いじめの解消	B	B
	3	子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実	B	B
	4	教育相談・就学指導体制の充実	B	B
	5	児童虐待防止等に向けた体制の充実	B	B
	6	不登校児童生徒への対応の充実	C	B
人権意識の高揚を図るため、人権講演会等を開催しています。また、いじめや不登校等の問題に対応できるように、学校生活アンケート等を活用するとともに、教育相談や就学指導等について説明をしています。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、築上町適応指導教室「あおぞら教室」にてマンツーマン指導を行っています。要保護児童対策地域協議会を開催し、各種関係機関との情報共有・連絡調整に努めています。				
⑥障がい児への 支援充実のため に	1	障がい児理解のための啓発	C	C
	2	療育体制の整備・充実	B	B
	3	障がい児保育等の充実	D	D
	4	教育相談・就学指導体制の充実	D	B
	5	療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実	C	B
	6	障がい児教育の充実	E	D
	7	交流学习等の推進	C	C
	8	在宅心身障がい児に対する支援の充実	B	B
	9	障がい児とその家族に対する生活支援	B	B
	10	放課後児童クラブ(学童保育)における障がい児の受入検討	B	B
各保育施設において、保育士の加配を行い受け入れを行っています。「子ども健康カレンダー」を作成し、療育相談の情報提供を行っています。保健師による町内各保育所(園)の巡回相談事業を実施し、保育の充実や情報共有に努めています。また、利用希望に応じて放課後等デイサービスを提供するとともに放課後児童クラブ(学童保育)においても障がい児の受け入れを行っています。				

(2)安心とゆとりをもって子育てを楽しむまちづくり

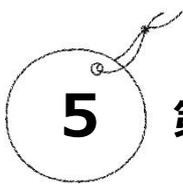
基本施策	No.	取り組み	前期評価	今期評価
①健康で安全な妊娠と出産のために	1	妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発	B	B
	2	母子健康手帳の早期交付	B	B
	3	妊産婦訪問指導の充実	B	B
	4	喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進	B	B
	5	特定不妊治療に対する助成制度の広報	B	B
	6	マタニティマークの広報・普及	B	A
母子健康手帳交付時に、妊娠・出産に関する情報提供や禁煙の推進、マタニティマークステッカーの配布などを行っています。妊産婦訪問については、乳児家庭全戸訪問事業と同時に実施し、個別の支援が必要なハイリスク妊婦には地区担当保健師が必要に応じて訪問等を実施しています。				
②育児について気軽に相談し、広く情報を取得するために	1	子育てに関する相談や学習の場の充実	B	B
	2	ホームページやガイドブック等の充実	B	B
	3	民生・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及	C	C
	4	子育て中の親子に対する公共施設等の開放促進	C	C
	5	子育ての仲間づくりの促進	B	B
	6	子育てボランティアの養成支援	D	C
	7	家庭と地域の教育力向上のための学習活動推進	E	E
様々な育児情報に対して、広報紙・ホームページ等に子育て情報を掲載しています。民生・児童委員の活動、育児グループの情報、子育てマイスター制度の周知など、情報発信の強化を行っています。				
③安心して子どもを預けられる場所を確保するために	1	一時預かり事業等の充実	B	B
	2	子育て家庭ショートステイの実施	E	E
	3	ファミリー・サポート・センター事業の充実	E	E
	4	病児・病後児保育事業の実施	B	B
一時預かりについては町内2か所の実施しています。ファミリー・サポート・センター事業については、子育て支援員養成講座受講交通費等補助金を創設し、会員の増加に努めています。また、病後児保育については、平成30年より町直営で実施しています。				

④家族で協力して子育てをするために	1	男性の育児への積極的参加の促進	D	D
	2	男女共同参画意識の啓発	B	B
男性の育児への積極的参加促進のため啓発資料を随時情報コーナーに設置しています。家庭、地域、職場における男女共同参画の推進においては、毎年6月の男女共同参画週間に重点的な啓発活動を行っており、学校においても、男女がともに学びあえる体験学習の機会などを創出しています。				
⑤子育てに伴う経済的負担の軽減のために	1	児童手当の支給	A	A
	2	乳幼児医療費の助成	A	A
	3	保育所保育料・幼稚園保育料の補助	A	A
	4	ひとり親家庭等に対する援助継続	A	A
	5	子育て用品のリサイクル情報の提供	E	E
子ども医療制度拡充に伴い、子どもについては18歳まで子ども医療を適用しています。これにより、入院、外来とも被保険者の負担軽減となっています。				



(3)地域全体で子育てを支えるまちづくり

基本施策	No.	取り組み	前期 評価	今期 評価
①地域の子育てネットワークを構築するために	1	地域情報提供体制の整備・充実	C	B
	2	子育てボランティアの育成・組織づくりと活動の推進	E	E
	3	民生・児童委員、主任児童委員による相談・支援の充実	C	B
毎月、子育て通信「のびのびメール」を発行し、ホームページ等に掲載しています。また、集いの場として子育て広場等を提供し、情報交換の場の創出に努めています。民生・児童委員が担当地区での見守りや相談支援を行っています。				
②地域のいろいろな人との交流を促進するために	1	地域の交流ができる場所の拡充	E	E
	2	民生・児童委員、主任児童委員との交流支援	C	C
	3	子ども会の活動支援	B	B
民生・児童委員が地域活動だけでなく、保育所（園）・学校の行事等に積極的に参加しています。また、地域子ども会への支援として、相談支援や補助金支援を継続して行っています。				
③子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために	1	保育ニーズに応じた保育サービスの充実	A	A
	2	放課後児童クラブ（学童保育）の設置拡充	A	A
	3	育児休業制度活用促進の啓発	E	E
	4	子育てしやすい職場環境づくりの啓発	E	E
	5	出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実	C	C
認可保育所（園）での延長保育を実施するなど、保育ニーズに応じた保育サービスの充実に努めています。放課後児童クラブ（学童保育）については、現在町内4ヶ所で実施しています。				
④子ども連れでも外出しやすいまちにするために	1	公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置	E	E
	2	子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備	D	D
	3	子育て中にも利用しやすい商業施設整備に向けた啓発	E	E
子どもや妊婦等が歩行しやすい道路整備については順次、歩道の整備を進めています。公共施設における多目的トイレや授乳コーナーをはじめとした整備については、実施が進んでいません。				
⑤子どもの安全に配慮された地域社会を形成するために	1	子どもが安全にのびのびと遊べる公園等の整備	B	B
	2	安全な通学路の確保	E	C
	3	地域ぐるみによる防犯活動の推進	D	D
児童館やアグリパーク、子育て支援センターを通して子どもが安心して遊べる地域づくりを行っています。安全な通学路の確保については、防犯灯のLED化（年間140ヶ所の更新及び設置）を進めているほか、「築上町通学路安全推進協議会」を設置し、継続的な通学路の安全確保に取り組んでいます。また、コミュニティスクールにおいて、防犯見守り活動を実施しています。				



5 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価 ○○○○○○

(1) 教育・保育事業

■ 特定教育施設（幼稚園） (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	108	104	103	99	96
	確保の内容	100	100	100	100	100
実績値		55	52	41	41	-

幼稚園の受け入れについて、実績値（町内利用者）に対して十分な確保ができていました。さらに町外利用者も受け入れた運営となっています。

■ 保育事業【2号認定（3～5歳児）】 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	370	360	364	351	338
	確保の内容	467	467	467	467	467
実績値		344	310	310	310	-

■ 保育事業【3号認定（1・2歳児）】 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	163	156	151	147	141
	確保の内容	180	180	180	180	180
実績値		190	194	181	188	-

■ 保育事業【3号認定（0歳児）】 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	39	38	37	34	34
	確保の内容	48	48	48	48	48
実績値		76	71	83	65	-

保育所（園）での受け入れについて、2号認定（3～5歳児）は、見込み量を下回り、一定の利用者数を保って推移しています。3号認定（0歳児、1・2歳児）は、平成27年度より見込み量を上回る利用実績となっており、年度によって増減をしながら減少傾向にあります。

(2)地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業（新規事業）

築上町では実施していません。

■地域子育て支援拠点事業 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	679	658	652	627	605
	実績値	650	596	536	451	-

地域子育て支援事業は、見込み量に対応できる提供体制を整備できました。就学前児童数の減少等により、利用者数は年々減少しています。

■一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） (延人数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	9,787	9,476	9,391	9,039	8,718
	確保の内容	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
実績値		8,015	8,776	8,050	8,346	-

幼稚園における預かり保育については、高い利用者数を保って推移しています。園児数は減少しているものの預かり保育の需要は高まっている状況にあります。

②幼稚園以外を対象とした一時預かり（保育所（園）での一時預かり） (延人数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	431	417	413	398	384
	確保の内容	598	598	598	598	598
実績値		371	257	130	197	-

幼稚園以外を対象とした一時預かりについては、減少傾向にあるものの利用希望が多く、保護者の希望通りに利用できないケースも発生しています。

■乳児家庭全戸訪問事業 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	137	132	129	121	119
	確保の内容	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する
実績値		128	131	123	105	-

乳児家庭全戸訪問事業については、見込み量に対応できる提供体制を整備できました。

■養育支援訪問事業 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保の内容	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する
実績値		13	29	17	14	-

養育支援訪問事業については、平成27年度より見込み量を上回る利用実績となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業

築上町では実施していません。

■子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

築上町では実施していません。

■延長保育事業 (人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	287	277	275	265	255
	確保の内容	287	277	275	265	255
実績値		308	318	304	293	-

延長保育事業については、平成27年度より見込み量を上回る利用実績となっており、高い利用者数を保って推移しています。

■病児・病後児保育事業

(延人数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	160	155	153	148	142
	確保の内容	900	900	900	900	900
実績値		10	19	21	3	-

病児・病後児保育事業については、病後児保育のみの実施を行っています。前期計画時と同様に、子どもが病気の際には仕事を休んで看たいと考える親が一定層存在しています。また平成30年度より町直営での環境整備へ移行も重なったことから、見込みを下回る利用実績となっています。

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	158	157	157	158	157
	確保の内容	158	157	157	158	157
実績値		236	292	280	261	-

放課後児童クラブについては、平成27年度より見込みを大幅に上回る利用実績となっています。平成28年度のピーク時より、減少傾向にはありますが、支援員の確保が難しい状況にあります。

■妊婦健康診査事業

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	160	160	158	158	156
	確保の内容	実施する	実施する	実施する	実施する	実施する
実績値		212	215	185	151	-

妊婦健康診査事業については、平成27年度より見込みを上回る利用実績がありました。全妊婦を対象としているため随時提供を行っています。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

築上町では実施していません。

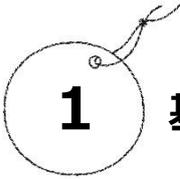
■多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

築上町では実施していません。

第3章

計画の 方向性





1 基本理念



築上町では、未来を支えていく子どもの生命を護り、育てていくことが何よりも大切なことと考え、総合計画のタイトルを「築上町は子どもの生命を護ります」としており、平成29年に策定した第2次築上町総合計画においてもその理念を引き継いでいます。

また、総合計画等の関連計画と整合性を図り策定した次世代育成支援行動計画では、地域全体で子育てを応援し、次代を担う子どもたちが安全に健やかにのびのびと育つまちづくりを目標に、愛情に満ちた子育てができる魅力あるまちづくりを目指し、次世代育成支援行動計画において、『次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち築上町』を基本理念として定めており、前回計画の基本理念としても継承していました。

第2期築上町子ども・子育て支援事業計画では、これまでの基本理念の軸を引き継ぎながら、令和の新たな時代にふさわしい基本理念として『子どもたちに笑顔と健やかな未来を一。～みんなで育ちあうまち 築上町～』を掲げます。

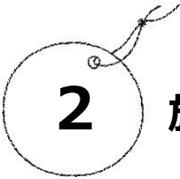
築上町のすべての子どもたちが笑顔で健やかに育つことのできる未来を守り、子どもも親も地域も行政も、すべてがつながり、育ちあうことで絆を深めることのできる、優しさにあふれた築上町への想いを込めています。

… 基本理念 …

子どもたちに笑顔と健やかな未来を一。

～みんなで育ちあうまち 築上町～





2

施策展開



基本理念に基づき、これまでの次世代育成支援行動計画の施策を踏襲し、第2期子ども・子育て支援事業計画として、築上町の子ども・子育てを取り巻く実状を踏まえ、施策の見直しを行いました。本計画では、「切れ目なく健やかな育ちを守るまちづくり」「子どもの笑顔とともに育むまちづくり」「地域全体で子育てを支えるまちづくり」の3つの施策における59事業を推進します。



施策1

切れ目なく健やかな育ちを守るまちづくり

「築上町は、子どもの生命を護ります」のスローガンのもと、子どもたちへの切れ目のない健やかな育ちに力を注いできました。今後も子どもと親の健康、子どもの人権など、生きる力の根源となる取り組みに努め、児童虐待等の社会問題への対策も鑑み、「切れ目なく健やかな育ちを守るまちづくり」を推進します。



施策2

子どもの笑顔とともに育むまちづくり

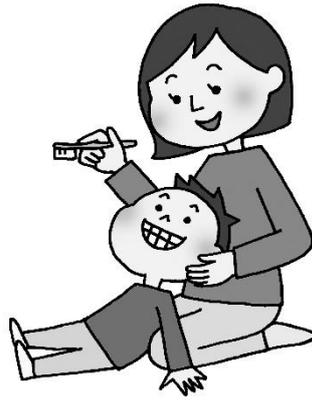
基本理念においても、子どもたちの笑顔はかけがえのないものとしており、その笑顔を育むためには、あらゆる家庭に向けた幅広い子育て支援が必要です。各関係機関において、多種多様な子育てニーズを把握し、相談窓口の充実をはじめ、質の高い教育・保育の推進、支援を必要とする子どもや家庭への取り組みに努め、「子どもの笑顔とともに育むまちづくり」を推進します。



施策3

地域全体で子育てを支えるまちづくり

築上町で安心して子育てを行っていくためには、地域のあり方が重要な役割を担っています。防犯・防災をはじめ、地域全体で子育て家庭を応援するとともに、子どもたちの居場所づくりを推進します。また、仕事と子育てを両立できる社会づくりのために、家庭をはじめ、企業や団体におけるワーク・ライフ・バランスの啓発に努め、「地域全体で子育てを支えるまちづくり」を推進します。



施策 1 切れ目なく健やかな育ちを守るまちづくり

(1) 子どもと親の健康のために

No.	事業名 [担当課]	事業内容	方向性
1	健康や成長発達における学習機会の充実 [住民課]	子どもの生活習慣の確立に向けた相談事業や学習機会の充実を図ります。また、親自身の健康についても生活習慣病予防などの周知啓発を行います。	健康に関する相談や子育て環境の変化に応じた生活指導を通して、家庭に対する学習機会の充実を図ります。
2	食育の推進 [住民課]	各保健事業を通じて、生活習慣病予防の視点を持ち、保護者の健康も含め、生涯健康なからだづくりのための学習を行います。	食習慣形成時期からの食育を推進し、各成長段階における学習機会の充実を図ります。
3	歯の健康づくり [住民課]	乳幼児健診、各種歯科健診時に、歯の健康づくりを学ぶ機会を提供し、ブラッシング指導等を行います。	対象年齢及び個々に合った指導を行います。
4	乳幼児健康診査 [住民課]	乳児健診(4か月児・7か月児)、1歳6か月健診、3歳児健診を実施しており、未受診児には再度受診勧奨通知を実施し、全乳幼児の把握に努めています。また、健診の結果、支援が必要な場合は適切な指導援助を行います。	必要に応じて、幼稚園・保育所(園)との連携、町の療育相談「こあらサークル」などの専門職種との連携を図ります。
5	子どもの体力づくり [福祉課] [学校教育課] [住民課]	幼稚園・保育所(園)をはじめ、小・中学校において、免疫力の向上や健康な体づくりを推進し、健診や体力測定などの充実を図ります。	各施設や学校において、健康づくり・体力づくりを推進します。

6	予防接種の推進 [住民課]	乳児家庭全戸訪問事業での説明、乳幼児健診、就学児健診時の接種歴の確認、個別通知、広報紙・ホームページ等により、予防接種の重要性について周知を図ります。	乳幼児健診時、就学児健診時において、未接種者については、接種勧奨を実施します。
7	喫煙・飲酒・ 薬物乱用による 健康被害の周知 [住民課]	喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、情報提供と啓発を行います。特に妊婦や乳幼児、未成年における健康被害やたばこにおける事故防止、分煙のマナーについても周知を行います。	母子手帳交付時には、未熟児や障がいの軽減・予防を目的に、パートナーを含めて、禁煙指導を行ってまいります。
8	母子手帳の早期 交付 [住民課]	妊娠満 11 週以内までに母子健康手帳の交付と面接を行い、妊娠・出産に関する正しい知識指導を行います。	妊娠における病院受診や届け出の遅れがないよう妊婦へ意識啓発を行います。
9	妊産婦訪問指導 [住民課]	乳児家庭全戸訪問事業と同時実施し、個別の支援が必要なハイリスク妊婦については、担当保健師が訪問指導等を行います。	妊産婦訪問指導をもれなく実施できるよう管理台帳の作成を推進します。また妊娠期においても、持病がある方、妊婦健診結果から検尿や血圧、血糖などの所見が認められた方に対して、主治医と連携しながら重症化予防のための支援を行ってまいります。
10	小児救急医療 体制の充実 [住民課]	中津市民病院広域医療圏対策協議会に参加しており、小児救急センターを利用しています。医療的ケア児については、かかりつけ医や消防署と協議、連携し支援体制の強化を図ります。	小児救急センターとのさらなる体制強化に努めます。
11	子ども医療費の 助成 [住民課]	平成 30 年度から制度を拡充し、18 歳までの助成を行います。 ●入院 無料、外来 600 円／月、 調剤 無料	今後も引き続き実施を行います。

(2) 子どもの人権を守るために

No.	事業名 [担当課]	事業内容	方向性
12	「児童の権利に関する条約」の普及促進 [人権課] [生涯学習課]	「児童の権利に関する条約」の理念・内容の普及に努め、町民意識の高揚を図ります。	人権イベント等のボランティアが高齢化しているため、広報紙・ホームページ等で理解と募集を図ります。
13	いじめの解消 [学校教育課]	いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない、日頃から望ましい人間関係をつくっておく等の共通理解を教職員全員がもち、保護者や関係機関と密に連携し、いじめの解消を図ります。	年間指導計画や学校生活アンケート等を活用した早期発見の取り組みを実施します。
14	児童虐待防止等に向けた体制の充実 [福祉課]	医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関と連携し、児童虐待防止に係る連絡会や事例検討会を開催するなど、組織的かつ専門的対応の徹底を図り、児童虐待等の予防及び早期発見に努めます。	児童虐待における相談窓口等の周知に努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業等を活用し、早期発見につながる連携の和を広めます。また、関係機関と支援が必要な家庭等について情報共有を行い、体制強化に努めます。
15	不登校児童生徒への対応の充実 [学校教育課]	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、築上町適応指導教室「あおぞら教室」指導員による支援や指導を行います。また、不登校児童生徒へのマンツーマン対応を行います。	教育委員会、学校、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、適応指導教室など関係各所の連携体制づくりに努めます。
16	障がい児理解のための啓発 [福祉課]	障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、多様化する障がいに対する理解を深めるための啓発を行います。	障がい者・障がい児との交流を図るイベント等、広報紙・ホームページ等で情報提供に努めます。

(3) 生きる力を身につける育ちのために

No.	事業名 [担当課]	事業内容	方向性
17	教育内容の充実 [学校教育課]	国際理解、情報、環境、福祉・健康等の課題について、総合的な体験学習の時間の充実により、次代を生きる子どもたちへ幅広い知識と経験を提供できるよう教育内容の充実を行います。	日中友好相互交流事業における訪中や 2020 年東京オリンピック事前キャンプ地として受入れを行った、オセアニア諸国オリンピック出場候補選手との交流など、小・中学校の児童・生徒の国際交流事業を推進します。
18	学力向上のための学習活動の推進 [学校教育課]	学力向上のための調査や課題検証を行います。また、少人数を対象にした、「築上塾(土曜講座)」を開講し、習熟度別指導を行います。	ふくおか学力アップ推進事業に係る指定を受けており、築上町全体の学力向上に努めます。
19	社会生活体験の充実 [学校教育課]	中学生における育児体験や農業体験、職場体験を通して、子育てや仕事に関する社会体験学習の充実を図り「生きる力」を育成します。	子育てに関する学習機会や働くことへの理解を深め、社会生活を体験できる取り組みを推進します。
20	学校図書館の充実と活用の推進 [学校教育課]	学校図書館等の積極的な活用を促し、読書活動の質・量の充実を図ります。また、学校図書館等の環境整備とともに、各学級における読書環境の整備を行います。	図書司書や読書ボランティアと連携し、児童生徒に興味・関心を喚起させる取り組みを推進します。
21	児童会や生徒会活動等の充実 [学校教育課]	児童生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、全小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動の充実を図ります。	児童会活動年間計画、生徒会活動年間計画に基づき実施を行います。
22	性に関わる正しい情報提供と教育の充実 [住民課] [学校教育課]	エイズなど性感染症の危険性に関する正しい情報提供や予防の啓発に努めると同時に、教育現場において、発達段階に応じた性教育指導計画を立案し、自他を尊重し、適切な行動がとれるよう指導の充実を図ります。	町立中学 3 年生全員を対象とした講演会を継続して実施します。また、学校現場において、養護教諭等を中心とした取り組みを検討します。

23	<p>スクールカウンセラーの充実 [学校教育課]</p>	<p>生徒の思春期における様々な心の問題に対応できるスクールカウンセラーを配置し、カウンセリング体制の充実を図ります。</p>	<p>現在スクールカウンセラーを2名、スクールソーシャルワーカーを1名配置しており今後も充実を図ります。</p>
24	<p>ボランティア活動の促進 [福祉課]</p>	<p>子どもの頃からボランティア活動へ参加する機会を得ることで子どもの社会性を養います。</p>	<p>中学・高校・大学生が子どもたちとふれあえるボランティア活動を推進します。</p>





施策 2 子どもの笑顔をとともに育むまちづくり

(1) 子育てを応援するまちへ

No.	事業名 [担当課]	事業内容	方向性
25	マタニティマークの 広報・普及 [住民課]	マタニティマークを普及させるとともに、 広く町民にマタニティマークについて広 報することで、妊娠・出産に際しての安 全性と快適さの確保を図ります。	母子手帳交付時のマタニ ティマークステッカーの配 布を継続して行います。
26	子育てに関する 相談や学習の場の 充実 [住民課]	母子保健事業としての各種相談・学習 事業や、子育て支援センターにおける 子育ての相談・指導や子育ての情報 提供の充実を図ります。	乳児家庭全戸訪問事業時 や乳幼児健診時における 相談・学習機会の提供に努 めます。
27	子育て情報の 発信強化 [住民課] [福祉課]	子育てに関するさまざまな取り組みや 支援などの情報発信に努めるとともに 各種子育て支援サービスを利用するた めの子育てガイドブックなど、情報ツー ルの充実を図ります。	広報紙・ホームページ等、 また、スマートフォン専用サ イトにおける、身近で定期的 な子育て情報の発信を強 化します。
28	公共施設等の 開放利用の促進 [福祉課]	児童館の開放をはじめ、幼稚園、保育 所(園)、学校、地域の集会所等公共 施設をできるだけ子育て中の親子に開 放します。	児童館を随時解放してお り、ニーズに応じて新たな解 放施設を検討します。
29	子育ての仲間づく りの促進 [福祉課]	魅力ある育児グループ・サークルづく りを支援するとともに、子育ての仲間づく りを促進します。	集団で親子遊びができる機 会を増やすなど、同世代の 親子の仲間づくりを推進し、 児童館事業へつなげます。

30	子育てボランティアの養成支援 [福祉課]	地域で子育て家庭を支援する子育てボランティアの養成を行います。	子育て応援マイスター制度やファミリー・サポート・センター支援員制度の周知を行い、会員増加に努めます。
31	児童手当の支給 [福祉課]	児童手当をはじめとする各種手当の支給により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。	継続して実施し、子育て家庭の負担軽減に努めます。
32	保育所(園)・幼稚園における保育料軽減 [福祉課] [学校教育課]	幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上の児童と市町村民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの児童の保育料が無償化となりました。併せて町独自の保育料軽減を行います。	国の幼児教育・保育の無償化に加え、第3子以降保育料等無料化事業、第3子以降副食費無料化事業を実施します。
33	特定不妊治療に対する助成制度の周知 [住民課]	体外受精及び顕微授精の特定不妊治療にかかる費用助成(最高額10万円まで)を行います(但し、県の助成制度を利用した後の申請になります)。また、県の費用助成制度についても、広報紙・ホームページ等で周知を行います。	利用希望者が制度を受けやすい情報発信に努めます。



(2) 多様な子育てを支援するために

No.	事業名 [担当課]	事業内容	方向性
34	療育・教育相談・ 就学指導に関する 広報の充実 [住民課] [学校教育課]	子どもの発育(成長・発達等)に不安を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談・支援を受けられるよう、療育・教育相談や就学指導等に関する広報の充実に努めます。	町の療育相談「こあらサークル」の利用者は増加傾向にあるため、乳児家庭全戸訪問事業等早い段階から、また乳幼児健診や巡回相談等、各保健事業を通じて周知を行います。
35	療育体制の 整備・充実 [住民課] [学校教育課]	障がいの早期発見から療育への迅速な対応を図り、適切な支援を受けられるよう、医療、教育、行政等の障がい児に関わる各機関との情報の共有や連携を図りながら療育体制を整備します。	適切な支援が受けられるよう保育所(園)・幼稚園・学校・放課後児童クラブ(学童保育)と連携し、相談体制の推進に努めます。
36	在宅心身障がい児 に対する支援 [福祉課]	心身障がい児に対するホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等、在宅福祉サービスの充実を図ります。	障害児福祉計画を策定し、今後のニーズを踏まえ、放課後等デイサービス等の十分な提供を推進します。
37	障がい児とその家 族に対する生活支 援 [福祉課]	心身障がい児やその監護者、養育者に対し、各種手当の支給、医療費の助成を行うとともに、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を通じて生活支援を行います。	特別障害者手当、障害児手当、じん臓疾患患者福祉給付金等手当をはじめ様々な助成を継続実施します。
38	ひとり親家庭の 自立支援の推進 [住民課] [福祉課]	築上町母子寡婦福祉会による総合的な自立支援をはじめ、母子父子寡婦福祉資金など経済的支援を行います。また、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童の福祉増進を図るため、保険医療に係る医療費の一部を助成します。	築上町母子寡婦福祉会による活動などを通して、情報発信や研修を行っています。また、医療費の一部助成については、今後も引き続き実施を行います。

(3) 教育・保育の質の向上のために

No.	事業名 [担当課]	事業内容	方向性
39	保育ニーズに応じた保育サービスの充実 [福祉課]	地域の保育ニーズを定期的に把握し、保育サービスの充実と柔軟な対応を図ります。	保育所(園)と連携しながら、保育ニーズへの対応を検討します。また、職員の質の向上のために研修会等の機会提供や教育・保育に関する専門性の高い指導に努めます。
40	一時預かり事業等の充実 [福祉課]	子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、関係機関と連携しながら、一時預かり事業の充実を図ります。	現在町内2か所で実施していますが、園行事や定員の関係で利用できない場合があるため、広く利用を検討します。
41	子育て家庭ショートステイの実施 [福祉課]	保護者が病気や事故等で一時的に児童の養育ができなくなった場合に備え、ショートステイの受け入れを行います。	ニーズにより検討を行います。
42	ファミリー・サポート・センター事業の充実 [福祉課]	ファミリー・サポート・センター事業のPRを強化し、会員の増員を図ります。	継続して、ファミリー・サポート・センター事業の会員増加に努めるとともに、ニーズに応じた事業の立ち上げを検討します。
43	病児・病後児保育事業の実施 [福祉課]	子育て家庭において急病や病気回復期の児童の保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育事業を実施します。	病後児保育室については、町直営で1か所実施しており、病児保育については、町内実施へ向けて検討を行います。
44	放課後児童クラブ(学童保育)の充実 [福祉課]	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して放課後の安全な生活の場を提供します。	支援員の確保に努めるとともに、専門的な知識を持った職員の配置ができるよう整備します。

<p>45</p>	<p>障がい児保育・教育の充実 [福祉課] [学校教育課]</p>	<p>障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう、関係者と関係機関の連携を深め、適切な保育・教育的支援を行います。また、さまざまな特性を持った子どもたちに対応できる体制の充実や、関係職員に対する学習会・研修会等への参加を促します。</p>	<p>関係機関との連携に努め、情報を共有し、複雑化する子どもの発達障がいへの対応を充実させるとともに、研修会への積極的な参加を促進します。</p>
-----------	---	--	---





施策3 地域全体で子育てを支えるまちづくり

(1) 安心できる地域のために

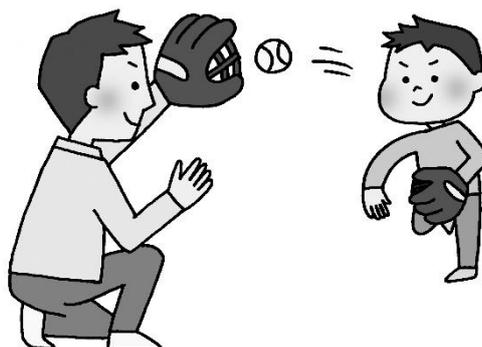
No.	事業名 [担当課]	事業内容	方向性
46	安全な通学通園路等の確保 [総務課] [学校教育課] [福祉課]	通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、PTA 等による通学指導の充実を図ります。また、子ども110番の家の周知と定期的な見直しを図ります。また、保育所(園)が行う散歩等の園外活動の安全確保に努めます。	「築上町通学時安全推進協議会」(教育委員会・建設課・警察署・土木整備事務所)を設置し、継続的な安全確保に努めます。また、関係機関と協議し、キッズゾーンの導入について検討を行います。
47	地域ぐるみによる防犯対策の推進 [総務課] [学校教育課]	子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚のため、啓発活動を推進します。	子どもや子育て家庭が日頃から地域住民、学校、放課後児童クラブ(学童保育)、交通安全指導員などと連携を密にし、異変を伝えあうことのできる地域環境を促進します。
48	交通安全教育の充実 [総務課] [学校教育課]	交通ルールを守り、よりよいマナーが実践できる子どもを育成するため、関係機関の協力を得ながら、交通安全教育の充実に努めます。	築上町交通安全指導員による立番を含め、地域の実情に即した実効性のある交通安全運動を推進します。
49	応急処置法の指導・啓発 [総務課] [学校教育課]	町民が正しい応急処置法を身に付けられるよう、消防署員による出前講座を実施するなど、応急処置法の指導・啓発に努めます。	小・中学校において、地域や保護者を対象とした緊急時の応急処置に対する学習機会を提供します。
50	子育てにやさしい公共環境の整備 [総務課]	子ども連れの利用者に配慮した多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。また、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。	公共施設においては、要望やニーズをふまえ、順次整備を行うとともに、町内のあらゆる施設においても理解を求めます。

(2) 子どもの居場所と絆づくりのために

No.	事業名 [担当課]	事業内容	方向性
51	子どもが安全に のびのびと遊べる 公園等の整備 [福祉課]	地域の子どもや利用者の要望等を聴きながら、安全で身近に利用できる公園や子どもがのびのびと遊べる芝生広場等の整備を推進します。	定期的に児童遊園の点検・修繕を行います。
52	親子の体験・交流 機会の促進 [福祉課]	幼稚園、保育所(園)、児童館等における各種行事などを通じ、親子による体験・交流の場を提供し、親子の相互理解やふれあいを促進します。	子どもフェスティバルの実施をはじめ、児童館や子育て支援センターにおけるイベントを開催します。
53	子ども会活動の 支援 [生涯学習課]	子ども会の活性化を図るため、幅広い体験活動への取組や組織力向上に向けた提案を行い、その支援に努めます。	子ども会の相談支援や補助金等による活動支援を継続して行います。
54	地域文化の伝承 [生涯学習課]	地域に昔から伝わる遊びや行事、伝統芸能・技術などを子どもたちに継承し、郷土愛を育むため、地域の人材、子ども会、自治会等と連携して、子どもたちが体験できる機会の充実を図ります。	伝統行事・芸能への若年者層の参画が課題となっており、伝統芸能(神楽・楽等)活動団体への補助金を継続することで伝承を推進します。
55	地域とともにある 教育活動の推進 [学校教育課]	学校、保護者、地域がともに知恵を出し合い、子どもたちの豊かな成長を支えるコミュニティスクールを推進します。	学校における教育の幅を広げるとともに、子どもたちが安心して関わることのできる地域のしくみを促進します。
56	民生委員・児童委員、主任児童委員の周知 [福祉課]	町や子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、地域の窓口となる民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の周知に努めます。	活動内容について広報紙・ホームページ等をはじめ、乳児家庭全戸訪問事業等を通して活動の周知を行うとともに、委員の継続確保に努めます。

(3) 仕事と子育てを両立できる社会のために

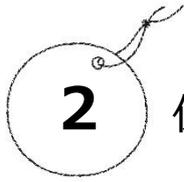
No.	事業名 [担当課]	事業内容	方向性
57	育児休業制度 活用促進の啓発 [福祉課]	育児休業の取得率を高めるため、企業への育児・介護雇用安定助成金等のPRによって、育児休業制度及び休業中の手当の支給などの促進を図ります。また、母親のみならず父親に対しても育児休業を取得できる労働環境づくりの促進に努めます。	アンケート調査において、育児休業制度の取得率は十分な状況にないため、制度の周知徹底を図り、企業に対する啓発を推進します。
58	ワーク・ライフ・バランスの啓発推進 [福祉課]	事業主だけでなく、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、両親が育児休業をとりやすい雰囲気醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する理解・協力を求めています。	仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けて意識啓発を図り、企業向けに環境改善の啓発を推進していきます。
59	男女共同参画の推進 [人権課] [福祉課]	家庭、地域、職場での男女の固定的な役割分担意識の是正のための啓発、広報活動を推進するとともに、学校や生涯学習の場で男女共同参画に関する教育を推進します。	男女共同参画週間における啓発活動を継続して行うとともに、学校現場において早い段階から教育活動を通して男女の特性、男女平等への理解を育みます。



第4章

教育・保育等の 量の見込みと 確保方策





2

保育の必要性の認定について ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(1) 認定区分と施設

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3-5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3-5歳、保育の必要性あり	保育所(園)、認定こども園
3号認定	0-2歳、保育の必要性あり	保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業

(2) 1号、2号、3号認定の子どもが利用できる施設

■認定別 子どもが利用できる施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		制限はありません	保育の必要性があり、教育を受けさせたい	保育の必要性がある	保育の必要性がある
施設型	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育所(園)			○	○
地域型	小規模保育				○
	家庭的保育				○
	居宅訪問型保育				○
	事業所内保育				○

■築上町の教育・保育施設数（令和元年5月時点）

	実施箇所	利用人数			定員
		町内	町外受託	合計	
私立幼稚園	1箇所	26人	-	26人	100人
公立保育所(園)	2箇所	125人	12人	137人	180人
私立保育所(園)	7箇所	364人	64人	428人	445人
認定こども園	0箇所		-		-

② 保育施設（認可保育所（園）・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所（園）・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが、築上町には該当施設はありません。

（単位：人）

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	531	508	496	474	465
2号認定	289	267	263	249	247
3号認定（0歳児）	76	72	70	68	66
3号認定（1・2歳児）	166	169	163	157	152
B. 確保提供数	625	625	625	625	625
2号認定	372	372	372	372	372
3号認定（0歳児）	57	57	57	57	57
3号認定（1・2歳児）	196	196	196	196	196
差異（B-A）	94	117	129	151	160

確保の方策

前計画時よりも確保提供数が減少したものの、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数でニーズ量の確保が可能です。幼児教育・保育の無償化により、2号認定者が幼稚園を利用する流れも見込まれることから、評価検証を行いながら確保量の適正な確保を行います。



4

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業について、以下の13事業について築上町のニーズや国・県の方向性をふまえながら、実施可能な体制を整えます。

■実施事業一覧

		実施箇所数	平成30年度実績
①	利用者支援事業	—	未実施
②	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	2箇所	451人日
③	一時預かり事業		
	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	1箇所	8,346人日
	幼稚園における在園児以外を対象とした一時預かり(保育所での一時預かり)	2箇所	197人日
④	乳児家庭全戸訪問事業	—	105人
⑤	養育支援訪問事業	—	14人 (延べ23回)
⑥	ファミリー・サポート・センター事業	—	未実施
⑦	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	—	未実施
⑧	延長保育事業	9箇所	293人
⑨	病児・病後児保育事業	病後児1箇所	3人日
⑩	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	4箇所	261人
⑪	妊婦健康診査事業	—	151人 (延べ1,144回)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	未実施
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	未実施

※人日＝延べ人数

①利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

確保の方策

本事業については、現在実施していません。引き続き担当課による対応を行います。

②地域子育て支援拠点事業

築上町児童館と築上町築城社会福祉センターの2か所で、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、クッキングや読み聞かせ等の講座や子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人)

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	476	473	457	441	429
子育て支援センター椎田	329	327	316	305	297
子育て支援センター築城	147	146	141	136	132
B. 確保方策（実施箇所数）	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

確保の方策

幼少期から幼稚園・保育所（園）へ入所する傾向にあるため、利用者が年々減少傾向にあります。今後は事業内容の充実や周知に努め、子育ての交流拠点としての機能を高めることで利用を促進していきます。ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数でニーズ量の確保が可能です。



③一時預かり事業

③-1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

（単位：延人数）

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	8,455	8,503	8,552	8,600	8,648
B. 確保提供数	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
(実施箇所数)	1	1	1	1	1
差異（B-A）	1,545	1,497	1,448	1,400	1,352

確保の方策

共働き家庭において、通常の教育時間と併せて定期的な預かり保育の利用希望が高い傾向にあります。確保提供数を下回っていることから、確保提供数でニーズ量の確保が可能です。幼児教育・保育の無償化が預かり保育においても対象となることから、評価検証を行いながら確保量の適正な確保を行います。



③-2 幼稚園における在園児以外を対象とした一時預かり（保育所（園）における一時預かり事業）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

（単位：延人数）

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	292	279	272	260	256
B. 確保提供数	598	598	598	598	598
(実施箇所数)	2	2	2	2	2
差異（B-A）	306	319	326	338	342

確保の方策

ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数でニーズ量の確保が可能です。幼児教育・保育の無償化が一時預かりにおいても対象となることから、評価検証を行いながら確保量の適正な確保を行います。



④乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全家庭を生後6か月の間に保健師が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について指導や助言を行います。

(単位：人)

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	110	108	105	103	100
B. 確保方策	実施する				

確保の方策

子育てを始める保護者の不安を軽減し、必要な支援に結び付けるために、引き続き全戸訪問を実施します。

⑤養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

(単位：人)

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	20	20	21	21	22
B. 確保方策	実施する				

確保の方策

子どもが適切に養育される環境の確保及び保護者の負担軽減を図るため、乳児家庭全戸訪問事業と連携し、引き続き実施します。子どもの数は減少傾向にあります。養育に関わる相談件数は増加傾向にあることから、事業の利用件数も増加が見込まれます。

⑥ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

確保の方策

本事業については、現在実施していません。潜在ニーズはあるため、引き続き会員数の拡大に向けて広報・周知活動を行います。

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

確保の方策

本事業については、アンケート調査による利用希望はわずかに見られますが、現在実施していません。今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。



⑧延長保育事業

認可保育所（園）において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

（単位：人）

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	279	271	263	255	247
B. 確保提供数	279	271	263	255	247
(実施箇所数)	9	9	9	9	9
差異（B-A）	0	0	0	0	0

確保の方策

今後も町内の全保育所（園）で実施します。働き方の多様化に伴い、高い利用実績があるため、ニーズ量と同程度の確保は必要であると考えます。ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、ニーズ量が利用可能数と同等程度で推移していることから、利用可能数での対応が可能です。



⑨病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所（園）等で保育を行う事業です。築上町では病児保育は実施しておらず、病後児保育を実施しています。

（単位：延人数）

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	19	18	18	17	16
B. 確保提供数	900	900	900	900	900
(実施箇所数)	1	1	1	1	1
差異（B-A）	881	882	882	883	884

確保の方策

利用実績は少数であるものの、一定のニーズがあるため、今後も事業を実施します。ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数でニーズ量の確保が可能です。今後は、安心して利用できる病後児保育室の運営に努め、事業内容等の情報発信を行います。



⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

（単位：人）

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	223	222	208	205	191
1年生	71	71	62	68	56
2年生	58	58	56	50	54
3年生	44	44	45	44	39
4年生	27	27	23	23	23
5年生	14	14	14	12	12
6年生	9	8	8	8	7
B. 確保提供数	225	225	225	225	225
（実施箇所数）	4	4	4	4	4
差異（B-A）	2	3	17	20	34

確保の方策

前計画では、見込み量を大幅に超える利用実績がありましたが、放課後児童クラブ（学童保育）の増設により、現在では十分な確保提供を行うことができています。ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数でニーズ量の確保が可能です。今後も引き続き4か所での実施を行い、支援員の確保と事業提供の質の充実に努めます。



⑪ 妊婦健康診査事業

妊婦及び胎児の健康管理の増進を図るため、妊婦に対し14回分の「妊婦健康診査補助券」を母子手帳交付時に配布し、妊婦健診の費用を助成しています。

(単位：人)

量の見込み及び確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	128	111	94	76	59
B. 確保方策	実施する				

確保の方策

県外（大分県・佐賀県を除く）での妊婦健診においては、申請にて、補助券回数に見合った費用還付を行っています。平成30年度では、延べ1,144回の利用実績がありました。今後も継続して事業実施を行い、妊婦の健康管理に努めます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。また、施設等利用給付の認定を受けた保護者に、副食費に要する費用の助成を行います。

確保の方策

本事業については、現在実施していません。国の動向に応じて助成を検討します。



⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は、運営を促進するための事業です。

確保の方策

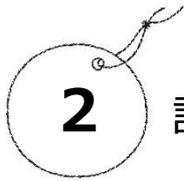
本事業については、現在実施していません。特定教育・保育施設により、必要定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を検討します。



第5章

計画の 推進体制





2 計画の推進に向けた役割 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所（園）、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

築上町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、その情報発信に努め、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参加するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。



(3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う築上町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。また、子ども・子育て支援制度を総合的かつ効率的に推進するため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。さらに、近隣市町村間で連携する上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を目指します。

4

計画の進捗状況の把握

進行管理と評価体制の確立

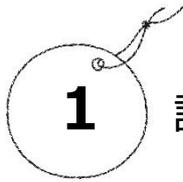
築上町では、今後も策定年度ごとに「築上町子ども・子育て会議」において、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況や事業量の実績等について評価を行い、結果を公表します。

また、必要に応じ、計画期間中であっても計画の見直しを実施することがあります。その際は、計画の進捗とともに町のホームページ等で公表を行います。





資料編



1

計画策定の経緯



期日	実施項目	内容
平成 30 年 12 月	「築上町子ども・ 子育て支援に関する アンケート調査」 実施	・ 就学前児童調査 836 人（回収率 76.0%） ・ 就学児童調査 967 人（回収率 80.8%） 合計 1,803 人（回収率 78.4%）
平成 31 年 2 月	「築上町子ども・ 子育て支援に関する ヒアリング調査」 実施	・ 町内関係施設（18 か所）において、ヒアリン グシートによる配布回収
令和元年 6 月 26 日	第 1 回 子ども・子育て会議	・ 子ども・子育て支援制度の概要について ・ 第 1 期子ども・子育て支援事業計画について ・ アンケート調査の集計結果について
令和元年 7 月 30 日	第 2 回 子ども・子育て会議	・ 次世代育成支援行動計画及び第 1 期子ども・ 子育て支援事業計画の進捗について ・ 骨子案について ・ 基本理念について
令和元年 10 月 8 日	第 3 回 子ども・子育て会議	・ 基本理念について ・ 近隣自治体の傾向について ・ 量の見込みと確保方策案について ・ 骨子案について
令和元年 12 月 17 日	第 4 回 子ども・子育て会議	・ 骨子案について ・ パブリックコメントの実施について
令和 2 年 1 月 17 日 ～2 月 5 日	パブリックコメント 実施	・ 「第 2 期築上町子ども・子育て支援事業計画 （素案）」について住民意見の公募
令和 2 年 2 月 18 日	第 5 回 子ども・子育て会議	・ パブリックコメントの報告 ・ 計画案に対する最終協議



4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

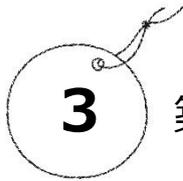
第10条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。



3

築上町子ども・子育て会議 委員名簿

○○○○○○○○○

	区分	所属	役職等	氏名	備考
1	学識経験者	東九州短期大学 幼児教育学科	学科長 教授	オイエ キョウコ 尾家 京子	会長
2	学識経験者	北九州市立大学 文学部人間関係学科	教授	コダマ ヤヨイ 児玉 弥生	
3	保護者	椎田そらいろ保育園	保護者代表	マツダ コウスケ 松田 康佑	
4	保護者	東築城保育園	保護者代表	ヒロカド テルミ 廣門 輝美	
5	保護者	椎田めぐみ幼稚園	保護者代表	ハナノ マサヒロ 花野 雅紘	
6	保護者	築上町PTA連合会	PTA代表	コモリ ヨウスケ 小森 洋輔	
7	保護者	放課後児童クラブ	保護者代表	ヤマグチ ユカ 山口 由香	
8	子育て支援に 従事する者	築上町保育連盟	社会福祉法人 理事	タケモト コウユウ 竹本 公郁	副会長
9	子育て支援に 従事する者	築上町保育連盟	保育園園長	コウザキ サトシ 神崎 慧	
10	子育て支援に 従事する者	椎田めぐみ幼稚園	社会福祉法人 理事長	ムラカミ キョアキ 村上 浄証	
11	子育て支援に 従事する者	築上町立小中学校 校長会	小学校校長	コレイシ ヒロユキ 是石 博幸	
12	子育て支援に 従事する者	放課後児童クラブ	保育士代表	イナオカ ハルミ 稲岡 春美	
13	子育て支援に 従事する者	築上町児童館	館長	トクナガ マコト 徳永 誠	

第2期 築上町子ども・子育て支援事業計画

編集・発行 築上町
〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2
☎0930-56-0300（代表）

発行年月 令和2年3月



第2期築上町
子ども・子育て
支援事業計画